

修正前	修正後
<p data-bbox="159 320 490 352">第11 県民参加の促進等</p> <p data-bbox="165 379 338 411">1・2 省略</p> <p data-bbox="165 438 1075 762">3 県は、<u>地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」といいます。）</u>への活動の支援および参加の促進、地域が行う学校におけるスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="159 911 432 943">第20 施設の整備等</p> <p data-bbox="165 970 282 1002">1 省略</p> <p data-bbox="165 1029 1075 1177">2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="165 1268 282 1300">3 省略</p>	<p data-bbox="1149 320 1480 352">第11 県民参加の促進等</p> <p data-bbox="1155 379 1328 411">1・2 省略</p> <p data-bbox="1155 438 2065 826">3 県は、<u>総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいいます。以下同じ。）</u>への活動の支援および参加の促進、地域が行う学校におけるスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="1149 911 1422 943">第20 施設の整備等</p> <p data-bbox="1155 970 1272 1002">1 省略</p> <p data-bbox="1155 1029 2065 1241">2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、<u>民間の資金等を活用するよう努めるとともに</u>、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="1155 1268 1272 1300">3 省略</p>